

更別村インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「更別村インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、更別村の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ公有財産売却ガイドラインおよび更別村における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに更別村の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、更別村に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と更別村に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、更別村の公有財産売却にかかわる「公有財産売却ガイドライン」「入札説明書」「入札公告」「売買契約書」の各条項を熟覧し、および更別村の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について更別村に対し一切異議、苦情などは申しません。

# 更別村インターネット公有財産売却ガイドライン

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当する方

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 更別村が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に従い更別村が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間更別村の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や更別村において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。  
また、入札前に更別村が現地説明会を実施する場合、購入希望の財産を確認してください。  
（現地説明会は実施しない場合もあります）
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
  - ア 参加仮申し込み  
売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。
  - イ 参加申し込み（本申込）  
売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行ったあと、更別村にて参加者情報を確認し本登録をします。ただし本登録をするまでに、2営業日程度かかる場合があります。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

## 3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約（自動車以外の動産を除く）を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など更別村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 更別村は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 原則として物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発等（建築など）に当たっては、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

## 4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
  - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などをされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
  - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを更別村に開示され、かつ更別村がこれらの情報を更別村文書編さん保存規程に基づき、5年間保管すること。
  - ウ 更別村から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレス

スに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。

エ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

オ 更別村は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 5 共同入札について

### (1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

### (2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札をする場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の本人確認証※1 の写しを添付し共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した入札参加申込書（様式第 1 号）（以下申込書）を入札開始までに更別村に提出することが必要です。なお、申込書は更別村のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができない場合があります。

エ 共同入札をする場合は、申込書に記入した代表者が指定した方法（申込書にて指定した方法）による入札保証金の納付となります。

## 第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

### 1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などをされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- (1) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。
- (2) 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の本人確認証※1の写しと申込書（指定欄に氏名が書ききれない場合は、申込書を複数枚記入したもの）を更別村に送付※2（郵送などは、申込締切日の消印有効。ファックス※3の場合は、申込み締切日の15:00迄）することが必要です。原則として期限までに更別村が申込書の提出を確認できない場合、入札をすることができません。

### 2 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、更別村が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、更別村が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。また売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに更別村が入札保証金の納付を確認できない場合入札することができません。

#### ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報（SBペイメントサービス株式会社に開示すること）に同意するものとします。

- (ア) VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（一部利用できないクレジットカードがあります）
- (イ) 法人で公有財産売却に参加する場合は、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(ウ) 共同入札する場合も、申込書代表者のクレジットカードによる入札保証金の納付をしてください。

#### イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、更別村のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載後、本人確認証※1（法人の場合は、商業登記簿謄本）を添付のうえ、更別村に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要事項が更別村に到着後、更別村から納付書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、更別村が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

(ア) 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

(イ) 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(ウ) 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(エ) 更別村が指定する金融機関については、下記を参照してください。

##### 1. 指定金融機関

・更別村農業協同組合

##### 2. 指定代理金融機関

・北海道銀行帯広支店、北洋銀行帯広中央支店、帯広信用金庫中札内支店

##### 3. 収納代理金融機関

・みずほ銀行帯広支店、日本郵便株式会社更別郵便局

#### ウ その他の方法による納付

納付方法はクレジットカードおよび銀行振込以外に、郵便為替および直接持参があります。（物件ごとに指定されている場合があります）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、更別村のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、本人確認証※1（法人の場合は商業登記簿謄本）を添付のうえ、更別村に送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

##### (ア) 郵便為替の場合

最寄のゆうちょ銀行で納付してください。

・郵便為替により入札保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発効日から175日を経過していないものに限ります。

##### (イ) 直接持参の場合

更別村役場に直接持参して納付してください。

・申込書の入札保証金納付方法欄の「直接納付」に「○」をしてください。

・直接納付の場合は、持ち込んだその日に金融機関に納入手続を行いますので、14時までには持ち込む必要があります。

#### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに更別村の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

#### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

### 3 その他

申し込み物品が不動産である場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、更別村のホームページより「普通財産譲与（譲渡）申請書」を印刷し、必要事項を記入、本人確認証※1（法人の場合は、商業登記簿謄本）を添付のうえ、更別村に送付または持参してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。

また、共同入札の場合は、共同入札者全員の住所・氏名および公有財産売却の財産の持分割合を明記してください。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

##### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

更別村は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

#### 2 落札者の決定

##### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、更別村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

##### ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

##### イ 更別村から落札者への連絡

落札者には、更別村から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

更別村が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、更別村が落札者による売払代金残金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、更別村に連絡する際や更別村に書類を提出する際などに必要となります。

##### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

#### 3 売却の決定

自動車を除く動産の場合は、契約書を省略することが出来ます。

##### (1) 落札者に対する売却の決定

更別村は落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約を交わす際には、入札予定価格が3万円以上の物件につい

ては、本人確認証※1を提出していただきます。

書面による契約の際には更別村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して更別村に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 市町村などが発行する本人確認証※1

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙」といいます）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに更別村が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに更別村が納付を確認できることが必要です。

ア 更別村が用意する納付書による納付

イ 郵便為替による納付

発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 直接持参による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

## 第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

### 1 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

#### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

更別村は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

### 2 落札者の決定など

#### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、更別村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

#### (2) せり売終了の告知など

更別村は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

#### (3) 更別村から落札者への連絡

落札者には、更別村から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・更別村が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、更別村が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、更別村に連絡する際や更別村に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

自動車を除く動産の場合は、契約書を省略することが出来ます。

(1) 落札者に対する売却の決定

更別村は落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約を交わす際には、入札予定価格が3万円以上の物件については、本人確認証※1を提出していただきます。

書面による契約の際には更別村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して更別村に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 市町村などが発行する本人確認証※1

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙」といいます）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに更別村が納付を確認できるように売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに更別村が納付を確認できることが必要です。

ア 更別村が用意する納付書による納付

イ 郵便為替による納付

発行日から起算して 175 日を経過していないものに限りです。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外への納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 直接持参による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

## 第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

公有財産は、売払代金納付を確認後、更別村から落札者に以下の条件で引き渡されます。なお、不動産を除く公有財産の引き渡しは、原則として更別村指定場所で直接引き渡しにて行います。

ただし、引き取りに来ることができない場合は、落札者の申し出により財産の送付などを行います。その際必要な費用については、落札者の負担となります。

### 1 公有財産が「動産」の場合の権利移転および引渡について

#### (1) 契約書の作成の省略

ア 以下のいずれかに該当する場合は契約書の作成を省略することが出来ます。

(ア) 売払代金が 30 万円未満の場合。

(イ) 落札者が代金を即納しその物品を引き取るとき。

(ウ) 国または地方公共団体が落札者の場合。

イ 公有財産の引渡は売払代金納付時の現状有姿で行います。

ウ 売払代金納付時に落札者が直ちに公有財産を引き取ることが出来ない場合、更別村にて買受代金納付日から 60 日間に限り保管することができます。ただし、保管に際し、更別村は一切の責任を持ちません。また、原則として保管維持に関わる作業、及び経費については買受人が対応・負担してください。

エ 直接引き渡しの際は、落札者の本人確認のため、次の 1) および 2) の書面を持参してください。

#### 1) 本人確認証明書

本人確認証※1 など本人確認および住所地を証する書面を持参してください。

#### 2) 更別村より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの

落札者が法人の場合は、代表者の方の上記 1) および 2) の書面が必要です。

オ 代理人が財産の引き渡しを受ける場合は、更別村に書面による委任状（様式第 2 号）（落札者と代理人双方の本人確認証※1 添付）を提出することが必要です。

代理人はエの 1) および 2) を提出することが必要です。

カ 送付による引き渡しを希望される場合、発送までの一時保管、梱包、出荷作業、輸送途中の事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害を受けても、更別村は一切責任を負いません。なお、輸送では落札者の費用負担により保険を付帯することができる場合があります。

また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引き渡しはできない場合があります。

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

### 2 公有財産が「不動産」の場合

売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて更別村が不動産登記簿上の所有権移転のみを行います。なお、売払代金の残金納付期限は更別村が指定する日となります。

### 3 注意事項

ア 落札者が公有財産にかかわる売払代金を全額納付したとき、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難および焼失など更別村の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うことになり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残額を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

イ 落札された公有財産の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。

ウ 所有権移転に伴う費用は落札者の負担となります。

エ 公有財産売却の財産内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

## 第6 注意事項

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

#### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

### 2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

#### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却物件の売却区分（売却財産の出品区分）が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、直接持参により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

#### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、直接持参などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

### 3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

#### (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、更別村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

#### (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、更別村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、更別村は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。(ただし、売却システムが利用できるパーソナルコンピュータを1台準備します)
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、更別村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、更別村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改ざんなどを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、更別村は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず更別村は責任を負いません。

#### 4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5 リンクの制限など

更別村が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、更別村物件一覧のページ以外のページへの直接リンクはできません。

また、売却システム上において、更別村が公開している情報(文章、写真、図面など)について、更別村に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

#### 7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 10 更別村インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

更別村は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、更別村は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 11 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、更別村が掲載したものでない情報については、更別村インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

### <注釈>

- ※1 「本人確認証」：住民票（本人分で3ヶ月以内のもの）また運転免許証、保険証、旅券（パスポート）など公的機関発行の証で住所、氏名が確認できるもの。
- ※2 「送付」：郵送、ファックス※3 などこれに類する配達手段のことで宅配便も含む。
- ※3 「ファックス」  
更別村役場 総務課（財政契約係）  
住所：〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地  
FAX：0155-52-2812 電話：0155-52-2111